

第2次西東京市農業振興計画 中間見直し (素案たたき台)

平成31（2019）年度～2023年度

目 次

第1章 はじめに

| | |
|--------------------------|---|
| 1 計画見直しの目的と計画の位置付け | 1 |
| 2 西東京市の農業の目指す方向性 | 2 |
| 3 基本指標の設定 | 2 |

第2章 西東京市の農業

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 農業を取り巻く状況の変化..... | 6 |
| (1) 都市農業に関する動向 | 6 |
| (2) 第2次都市農業振興計画の5年間の振り返り | 8 |
| 2 西東京市の農業の現状と課題..... | 10 |
| (1) 農業経営の現状と課題 | 10 |
| (2) 担い手の現状と課題..... | 12 |
| (3) 農地の現状と課題 | 15 |
| (4) 農業者と市民の交流に係る現状と課題 | 20 |

第3章 農業振興に向けた施策の展開

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 計画の体系..... | 23 |
| 2 施策の展開..... | 24 |
| (1) 食と暮らしを支える多様な農業 | 24 |
| (2) 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営 | 26 |
| (3) 農地の保全と活用 | 28 |
| (4) 農業を通じた交流 | 30 |
| 3 計画実現に向けた各主体の役割 | 32 |
| 4 計画推進体制の確立 | 32 |

資料編

西東京市農業振興計画推進委員会

- (1) 開催概要
- (2) 西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱・委員名簿

用語解説

用語解説

本文中に印を付した用語については、「用語解説」に解説を掲載しています。

なお、同じ用語が複数表記されている場合は、本文中に最初に表記される個所のみ印を付けています。

第1章 はじめに

- 1 計画見直しの目的と計画の位置付け
- 2 西東京市の農業の目指す方向性
- 3 基本指標の設定

1 計画見直しの目的と計画の位置付け

【第2次西東京市農業振興計画中間見直し策定の目的】

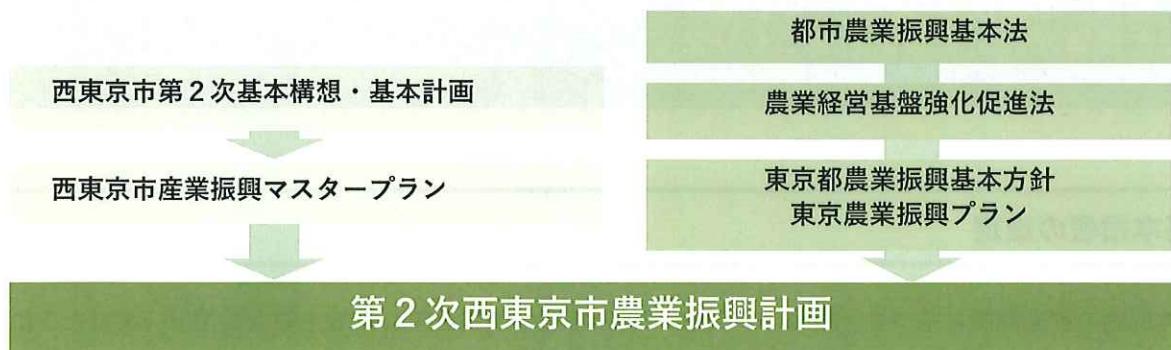
西東京市（以下「本市」という。）は、平成26（2014）年3月に第2次西東京市農業振興計画を策定し、平成26（2014）年度から2023年度までの10年間の農業施策を明らかにし、その推進を図ってきました。平成30（2018）年度の計画前期の終了にあたり、これから社会情勢や、農業を取り巻く環境の変化に対応した農業施策を、計画的に推進する必要があります。特に、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されること、2022年には生産緑地地区指定から30年を経過した農地の買い取り申し出が可能となることを受けて、制度改正が進んでいる等、都市農業を取り巻く状況は大きく展開する可能性を有しています。

そのために、これまでの計画の進捗状況等を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しや改善等を行うとともに、今後の農業政策への提言等を中間見直しとして整理します。

【計画の位置付けと関連計画等との関係】

本計画は、「西東京市第2次基本構想・基本計画」を上位計画とする農業分野の計画として位置付けられるとともに、「西東京市産業振興マスタープラン」に示された農業分野の振興方針をより具体的に示すものです。

また、本計画は、「都市農業振興基本法」における、西東京市の地方計画を兼ねるものとします。また、「農業経営基盤強化促進法」の基本構想としても位置付け、農業経営改善計画の策定支援及び認定農業者制度の適用の前提となるものです。さらに、「東京農業振興プラン」との整合を図り、本市における農業振興方針・施策を策定するとともに、農業振興に向けた具体的な事業を選定します。



【計画期間】

本計画は、平成26（2014）年度から2023年度までの10年間を計画期間とします。

今回の中間見直しは、平成31（2019）年度から2023年度までの取組みとし、計画の進捗状況や社会経済情勢を注視しながら、施策を推進します。



2 西東京市の農業の目指す方向性

【将来像】

食の安心 みんなの健康 生活にうるおい

～住み続けたい農のあるまち・西東京市～

食・健康・生活は、市民生活を営むために欠かすことのできない重要な要素です。この3つの要素を兼ね備え、市民の暮らしを支えるものが農業です。

本市は、利便性の良さとともに、市内のいろいろな場面で「農」が感じられる住宅都市です。この良好な住環境を維持し、農業者と市民の双方にとって、「西東京市の農業」が日々の暮らしの魅力となり、これからも住み続けたいまちとなることを、今回の中間見直しにおいても引き続き目指します。

【基本方針】

「住み続けたい農のあるまち・西東京市」を実現するために、次の4つの項目を基本方針とします。

- ① 食と暮らしを支える多様な農業を展開します。
- ② 多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業経営をつくります。
- ③ 都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を発揮することで、市民生活に安らぎや潤いを与えます。
- ④ 市民、地域及び行政が一体となり、西東京市の農業を支える取組みを推進し、都市と農業が共生するまちをつくります。

3 基本指標の設定

本計画の計画期間に基づき、概ね10年後の2023年度の市内農業に係る主要な指標を、次のように設定します。

① 農家数

平成22(2010)年現在の農家数は276戸(農林業センサス)であり、平成17年(2005)から22(2010)年までの5年間の傾向が続くものとして、2023年度の農家数を概ね205戸と設定します。

平成27(2015)年現在の農家数は234戸であり、このままの推移では、設定する指標を下回ることが危惧されます。

今後も引き続き本計画に基づく農業振興策を講ずることにより、設定する指標以上の戸数確保に努めます。

② 農地面積

2023年度の農地面積は、平成14(2002)年から平成23(2011)年までに平均で生産緑地が2ha、宅地化農地が1ha、合計で平均3haずつ毎年減少していることから125ha(平成23(2011)

年現在 155ha) を下回ることになります。平成 30 (2018) 年現在、農地面積は約 135ha であり、このままの推移では、設定する指標を下回ることが危惧されます。農地保全施策を展開することで、2023 年の農地面積を 130ha と設定します。

③ 中核的な農家数

「中核的な農家」は、農業継続意向が高く、効率的かつ安定的な経営を行うとともに、⑦の經營モデルに該当する所得を目標とする農家とし、認定農業者を含めた 80 戸を当該農家数として設定します。平成 30 (2018) 年現在、認定農業者は 53 経営体であり、指標に対して認定農業者数の増加数は少ない状況ですが、農業者支援策を講じることにより、中核的農家の確保に努めます。

④ 農用地利用集積目標

「中核的な農家」の農用地面積は、戸当たり農地面積 57.0a (平成 22 年農林業センサス) に 80 戸を乗じると 45ha となることから、2023 年度の農地面積の目標 130ha に基づき、農用地の利用集積目標は 35% と設定します。平成 30 (2018) 年現在の認定農業者の集積面積は 40ha であり、農地面積 135ha に対する集積率は約 30% となります。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」及び「農地利用集積円滑化事業」については、市域全域が市街化区域であるため、該当しません。

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

⑤ 労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者 1 人と補助的従事者 1 人からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする臨時雇用や援農ボランティア等の活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた臨時雇用や援農ボランティア等の活用により、主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間を概ね 1,800 時間と設定します。

また、年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、「地域農業をリードする農家」は概ね年間 800 万円、「中核的な農家」は概ね年間 300 万円以上～500 万円と設定します。

なお、本市は、自給的な農家も少なくないため、10 a 当たりの所得目標を 15～30 万円と設定し、全ての農家が販売に取り組むことを目標とします。

⑥ 農業経営と農用地利用関係の改善

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、(ア)地域の地理的自然的条件、(イ)営農類型の特性、(ウ)農地の保有及び利用状況、(エ)農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取組みを促進します。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展

開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。

⑦ 経営モデルの例示

経営モデルは、「中核的な農家」等、本市の農業を担う農業経営体を概ね5年間で育成する目標として、下表に示す営農類型別に設定します。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (ア) 西東京市の農業をリードする経営体モデル | (所得目標 800万円) |
| (イ) 地域の農業を担う経営体モデル | (所得目標 500万円) |
| (ウ) 農業の広がりを支える経営体モデル | (所得目標 300万円) |
| (エ) 農業生産法人等企業的な経営体モデル | (販売目標 1,000万円以上) |

《西東京市営農類型別経営モデル》

| 営農類型 | 経営面積 (作付面積) | 主な作物等 | 家族労働力 (雇用労働力、 ボランティア) | 農業所得 (千円) | 主な施設等 |
|-----------------------|--------------------|---|-----------------------------|--------------|---------------------------------|
| 野菜 (直売+量販店等への直接出荷) | 80a(200a) 施設10a | トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ、コマツナ、 ネギ、スイートコーン、エ ダマメ、ブロッコリー、イ チゴ、サトイモ、ハーブ類 等 | 3人 | 10,000 | パイプハウス |
| | 40a(100a) 施設5a | | 2人 | 6,000 | |
| 野菜 (市場出荷+直売) | 100a(250a) | キャベツ、ブロッコリー、 ダイコン、ホウレンソウ、 コマツナ、カブ等 | 2.5人 | 8,000 | パイプハウス |
| | 50a(150a) 施設5a | | 2人 | 5,000 | |
| 野菜 (直売) | 80a(160a) | トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ、コマツナ、 ネギ、スイートコーン、エ ダマメ、ブロッコリー、イ チゴ等 | 2.5人 | 6,000 | パイプハウス |
| | 40a(100a) 施設10a | | 2人 | 3,000 | |
| 農業体験農園+直売 | 50a | 農業体験農園 | 2人 | 6,000 | 体験農園用 施設 |
| 果樹 (直売) | 100a (施設5a) | 梨、ブドウ、キウイフルーツ、カキ、ブルーベリー | 2.5人 | 7,000 | 果樹用ハウス |
| | 50a | | 2人 | 4,000 | |
| 花卉 (市場出荷) | 80a 施設20a | 花壇苗、鉢物 | 3人 | 10,000 | 鉄骨ハウス、パ イプハウス、暖 房機 |
| | 40a | | 2人 | 3,000 | |
| 植木 | 160a | サツキ・ツツジ類、コニファー類、ハナミズキ | 2.5人 | 8,000 | ミニシャベル、 クレーン付ト ラック、粉碎機 |
| | 80a | | 2人 | 5,000 | |
| キノコ | 10,000床 (菌床栽培) | シイタケ、シメジ | 2.5人 | 6,000 | シイタケ、シメ ジ栽培用施設 |
| 肉牛 | 200頭 | 肥育牛、繁殖牛、育成牛、 生肉販売 | 3人（1人） | 10,000 | 牛舎、堆肥舎、 フォークリフト、ローダーシ ャベル |

⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標

(ア) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

平成 21 (2009) 年度から平成 25 (2013) 年度までの過去 5 年間における新規就農者は、16 人で、年平均 3.2 人となっています。今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、年間 4 人の当該青年等の確保を目標とします。

労働時間は、健康や余暇時間を確保する観点から、他の農業者の目標と均衡する 1,800 時間を年間総労働時間として設定します。

また、農業経営開始から 5 年後の年間農業所得の目標は、効率的で安定的な経営を行う「中核的な農家」として位置付けられることを志向し、概ね年間 300 万円以上～500 万円と設定します。

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、東京都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(ウ) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(ア) に示したような目標を可能とする農業経営の指標としては、⑦ 経営モデルの例示に示す(イ)地域の農業を担う経営体モデル及び(ウ)農業の広がりを支える経営体モデルを指標とします。

第2章 西東京市の農業

1 農業を取り巻く状況の変化

- (1) 都市農業に関する動向
- (2) 第2次西東京市農業振興計画の5年間の振り返り

2 西東京市の農業の現状と課題

- (1) 農業経営の現状と課題
- (2) 担い手の現状と課題
- (3) 農地の現状と課題
- (4) 農業者と市民の交流に係る現状と課題

1 農業を取り巻く状況の変化

(1) 都市農業に関する動向

都市農業は、歴史的に見ると、都市住民の生活との関係の中で発展し、都市的土地区画整理事業との競合の中で衰退してきました。高度経済成長期には、旺盛な宅地需要の下で、住宅難の解消を求める世論が大勢となり、広大な土地を抱え込む都市農業への風当たりは強まっていきました。市街地の急激な拡大の中で、農薬散布や土ぼこり等による周辺住民からの苦情、地価の上昇による土地所有コストの増大等により、農業経営は逆風にさらされ、都市農業は衰退していきました。

しかし近年、都市農業に対する都市住民の世論は大きく変わりつつあり、食の安全への意識の高まりとともに、身近な農地で生産された新鮮で安全・安心な農産物が手に入ることが高く評価され、また、自ら農作物を育てたいというニーズも高まっています。こうした中、都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業や農業政策に対する理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。

○都市農業振興基本法（平成 27（2015）年 4月制定）

「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の振興に対する基本理念が定められました。さらに、平成 28（2016）年 5 月に、「都市農業振興基本法第 9 条に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農業の振興と農地保全に関する国的基本的な考え方方が示される等、都市農業が安定的に継続できる環境が整いつつあります。このことにより、これまで宅地や公共施設の予定地等としてみなされてきた都市農地の位置付けが、「あって当たり前のもの」、さらには「あるべきもの」へと大きく転換され、都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要となっています。

○都市農業に関する法律の改正等（平成 29（2017）年施行）

■都市緑地法等の一部を改正する法律

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割も担っています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が、平成 29（2017）年 6 月 15 日に施行されました。

このうち、都市農地の保存・活用として、「生産緑地地区の面積要件の引下げ」や「生産緑地地区における建築規制の緩和」、「特定生産緑地制度」、「田園住居地域の創設」等といった生産緑地法等の改正も行われました。

■都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30（2018）年 9 月施行）

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市における限られた貴重な資源である都市農地（生産緑地地区の区域内の農地）については、農地所有者以外の者であっても、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であることから、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上を目指していきます。

本法律は、具体的には、2つの貸借の仕組みで構成されています。第1に、生産緑地を借りる者が自ら農業経営することを目的に貸借する仕組みであります。第2に、市民農園等の開設のために、区市町村、農地所有者、開設者となる企業等の三者の貸借協定に基づき、農地所有者と企業等の直接の貸借契約による都市農地の貸借の円滑化であり、都市農地を借りる者が、市民農園の開設等公益目的で生産緑地を貸借する仕組みです。

○東京農業振興プラン（平成 29（2017）年 5 月策定）

大都市東京の持つポテンシャルを活かし、『都市と共に存し、都民生活に貢献する力強い東京農業』を目指していくために、「1. 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」、「2. 農地保全と多面的機能の発揮」、「3. 持続可能な農業生産と地産地消の推進」、「4. 地域の特色を活かした農業の推進」の4つの視点で、新たな農業振興施策を展開しています。

区部や多摩の都市地域については、都民への農産物の供給に加えて、農業・農地が持つ多面的機能をさらに発揮する取組みを推進することが位置付けられています。

- ・防災や環境保全、教育、レクリエーション、コミュニティ形成等の多面的機能を発揮させる区市町の取組みを支援
- ・積極的に都市農地を確保するため、宅地化した土地を再び優良な農地として再生する際の除れきや客土等による整備を支援
- ・今後の都市農地に関する国の制度改正を見据え、小規模な生産緑地でも収益性を確保できる新技術の導入や農地の貸借による農地保全等、新たな制度に対応できる施策を検討

(2) 第2次西東京市農業振興計画の5年間の振り返り

① 食と暮らしを支える多様な農業

①－1 直売所のさらなる活用

- ・重要な販路である直売所について、その情報を市HPで発信するとともに、のぼり旗の配布、イベントでのファームカーを活用した支援等を実施してきました。
- ・また、おでかけ図鑑の作成による直売所の情報発信に努めました。

①－2 地産地消の推進

- ・めぐみちゃんメニュー事業として市内飲食店での市内産農産物活用メニューの提供を進め、食べ歩きイベントやマルシェの開催、メディアによる情報発信を実施しました。
- ・また、学校給食との連携として、農業者と学校栄養士との連絡会に参加。栄養士連絡会では市内産農産物を利用した共通メニューを市内小中学校、保育園で提供しました。

①－3 販路の拡大と西東京ブランドの育成

- ・市民や消費者、JA及び販売店の他、商店街等とも連携し、めぐみちゃんブランドの普及啓発として、めぐみちゃんメニュー事業や「市産農産物活用補助金」の対象の見直しにより、商工業者の活用を広げました。また、めぐみちゃんののぼり旗の配布、府内で連携しためぐみちゃんの使用拡大を図っています。
- ・また、JA東京みらい保谷、田無両支店での直売所設置が実現。両地区で直売会が設立されました。これら直売所でのファームカーによる広報も推進しています。
- ・地域や商店街との連携としては、市内各所、イベントでのファームカーでの直売活動支援、防災訓練の実施、景観散策会での講師の依頼、テーブルファームの実施等自治会や商店街との連携を実施しています。

② 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営

②－1 若い担い手や女性農業者の育成

- ・地元と連携した後継者育成、新規就農者を含む若い担い手の育成、女性農業者の育成として、東京都の制度やJAと連携した後継者育成の支援や農業後継者顕彰の事業を推進してきました。また、認定農業者の経営改善計画においては、後継者も含めた農業経営の計画策定支援を実施しています。

②－2 援農ボランティアの活用

- ・農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供として、青空塾修了生と農業者のマッチングを、農のアカデミー体験実習農園にて実施する仕組みによって、援農ボランティアの活躍の場が広がっています。スキルアップについても、市内農業者の協力を得て、農のアカデミー体験実習農園での実習の他、講演会や運営連絡会を開催しています。

②－3 効果的な支援による農業経営意欲の促進

- ・将来に渡り安定的かつ戦略的な農業経営が望まれる認定農業者への支援拡充として、本市独自の取組みである、認定農業者経営改善補助金を創設しました。また、経営改善計画作成への支援、認定農業者連絡会の開催を支援しています。
- ・また、新たな支援策の調査・研究として現状の補助金内容の精査、見直しを実施した他、直売所への支援策を西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けました。
- ・営農支援事業についても、JAにより支援事業が実施されています。

③ 農地の保全と活用

② – 1 生産緑地の保全

- ・生産緑地地区制度については、生産緑地の再指定、下限面積要件の見直しを農業委員会から提言され、下限面積要件を 300 m²に引き下げる条例制定を行いました。国において、生産緑地法、都市計画法、農地法の改正、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定が進んでいます。
- ・農地の適正な肥培管理としては、農業委員会との協力のもとで農地パトロールを実施し、情報共有を行っています。

③ – 2 多面的機能の発揮

- ・農地の持つ多面的機能の理解を深めるため、都市と農業が共生するまちづくり事業を中心に取組みを進めてきました。花摘みの丘においては、景観散策会、寄せ植え体験等を実施。農のアトリエ「蔵の里」では、小学生への農業学習の実施、高齢者を対象としたテーブルファームの開催、また、畠の防災訓練を自衛隊、消防署、地元自治会の協力のもとで実施しています。
- ・災害時の一時的な避難場所や農産物の供給を行う災害時協力農地について、JA と市が協定を締結。農業者への情報提供等の支援を実施しています。

④ 農業を通じた交流

④ – 1 各種イベント、即売会等の実施

- ・市民が農業・農地・農産物にふれる機会の積極的な創出を進めてきました。
- ・農業にふれるイベントとして、花摘みの丘での農業景観散策会の開催、農のアカデミー体験実習農園での収穫祭、市内農産物を活用した料理教室を開催、親子の参加による野菜の播種、収穫体験等、都市農業の PR を実施してきました。
- ・また、即売会、地域イベントでのファームカーの活用や、めぐみちゃんメニュー事業の中で、保谷、田無、西武柳沢駅周辺におけるマルシェの開催や、農業者主体のマルシェの開催について検討・協力を実施しました。
- ・さらに、市内産植木の広報、農業者との交流イベントとして、市民やふるさと納税者を招いた緑のアカデミーを実施、農とのふれあい散歩道として、ルートを選定し、農業景観散策会において情報発信を実施しています。

③ – 2 農商工・产学公連携の推進

- ・農商工・产学公連携として、飲食店との連携による市内産農産物活用メニューの提供や、食べ歩きイベント、マルシェを開催。また、自治会等との連携による農地での防災訓練や、景観散策会を実施しました。

④ – 3 市民農園の新しい展開と農業体験農園の推進

- ・市民農園の利用料の見直しや、肥培管理マニュアルの作成・配布を実施、農業体験農園の推進として、利用者募集を市報や市 HP、市民まつりを活用して支援するとともに、開設時の補助金の活用を呼びかけています。

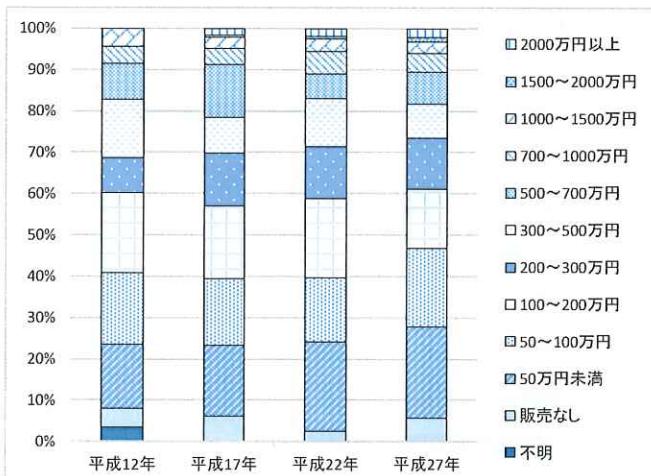
2 西東京市の農業の現状と課題

(1) 農業経営の現状と課題

○販売金額規模の小さな農家が多く、その割合も増加傾向にある。

本市の農家数を販売金額規模別に見ると、平成 27(2015)年現在で 50 万円未満が最も多く 22.2% を占め、販売金額 200 万円未満が、全農家の 61.1% を占めます。平成 30 (2018) 年度実施のアンケートでは、過去 5 年間で、農業所得が減少した方が 33.8% を占めています。

農産物販売金額規模別農家数割合の推移



(農業者アンケート) 過去 5 年間の農業所得の変化

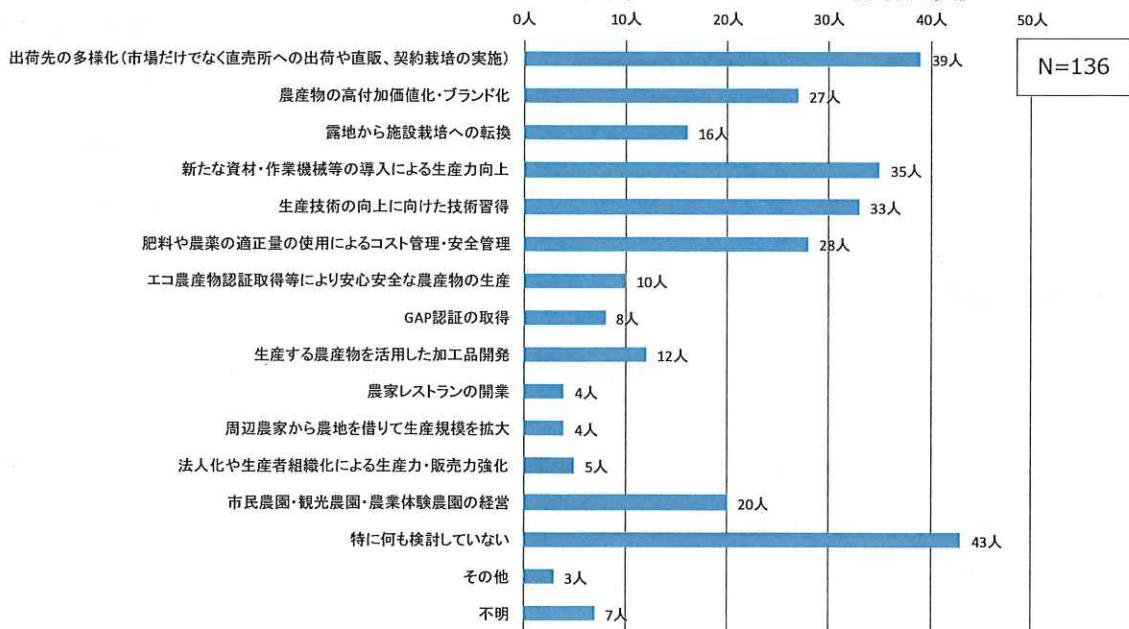
| 項目 | 件数 | 割合 |
|-------|-----|--------|
| 増加した | 17 | 12.5% |
| 減少した | 46 | 33.8% |
| 変わらない | 64 | 47.1% |
| その他 | 4 | 2.9% |
| 不明 | 5 | 3.7% |
| 合計 | 136 | 100.0% |

(資料 : 農林業センサス)

○出荷形態の多様化により農業収入を安定化しようとする農業者が多い。

農業収入を安定させるために今後取り組みたいことについて、出荷形態の多様化に注目する農業者が多く、併せて生産力及び生産技術の向上への意欲が見られます。その一方で、「特に何も検討していない」という回答が最多となっています。農業所得が高い農業者では、「新たな資材・作業機械の導入による生産力向上」や「生産技術の向上に向けた技術習得」への関心が高い状況です。

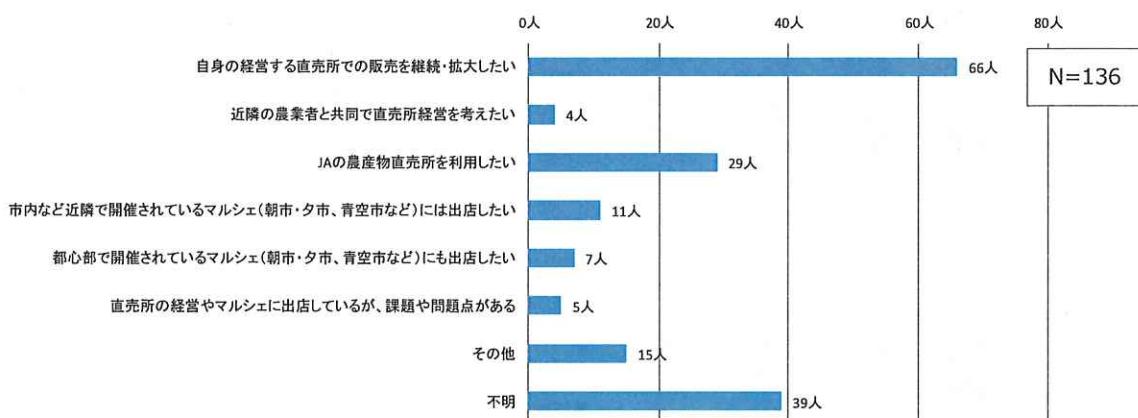
(農業者アンケート) 農業収入を安定させるために取り組んでいきたいこと【複数選択】



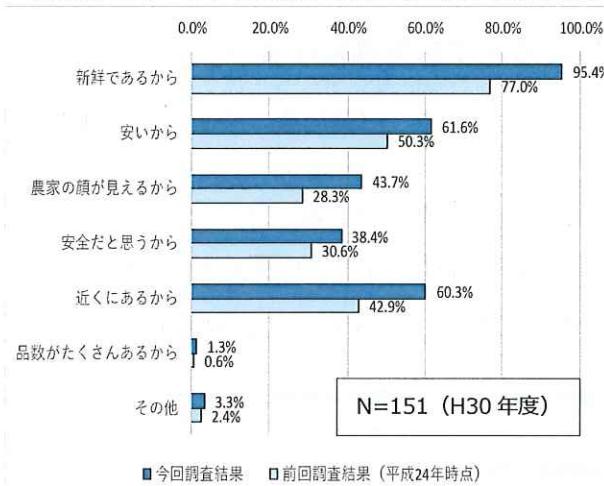
○直売所での販売の継続・拡大を検討する農業者が多数を占める一方、利用していない市民は「直売所等が自宅の近くにないから」との意見が多い。

今後の直売所のあり方については、「自身の経営する直売所での販売を継続・拡大したい」との回答が多く見られる他、「JAの農産物直売所を利用したい」という回答も多く挙げられています。市民側の意向としては、「新鮮さ」を求める声が多い一方、直売所を「利用したことがない」方の最も多いう理由としては、5年前は「直売所の存在・場所を知らない」方から、現状では「直売所等が自宅の近くにないから」に変化しています。周知は、一定の成果を上げていると考えられます。

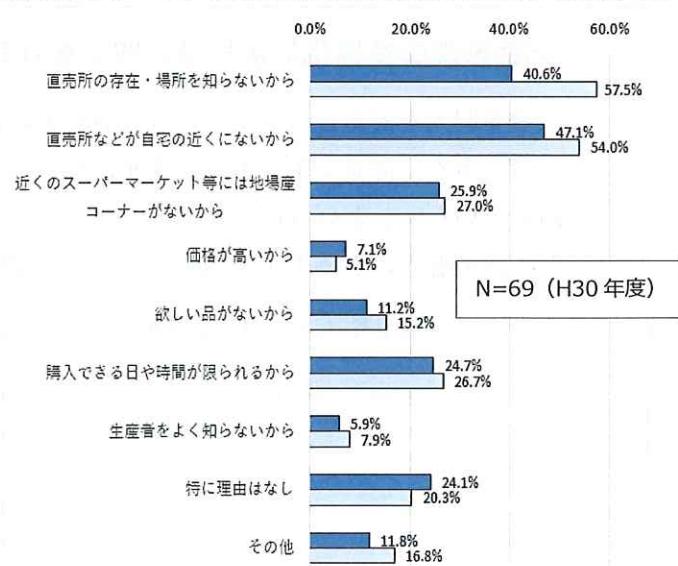
(農業者アンケート) 直売所のあり方について【複数選択】



(市民アンケート) 直売所を利用する理由【複数選択】



(市民アンケート) 市内産農産物を購入しない理由【複数選択】



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業経営の安定化、持続的農業経営等に向けた課題は、次のとおりです。

- 経営規模の小さな農家の持続の検討
- 農業者の属性に合わせた販路形成や生産力向上・生産技術向上に向けた支援
- 地産地消ニーズに対応する直売所の周知継続及び直売機会の拡大

(2) 担い手の現状と課題

○農家数の減少が続いている（繁忙期等の人員確保も課題）。

平成 27（2015）年現在、農家数は 234 戸、うち、専業農家が 78 戸（33.3%）、第 1 種兼業農家が 14 戸（6.0%）、第 2 種兼業農家が 71 戸（30.3%）、自給的農家 71 戸（30.3%）です。平成 2（1990）年から平成 27（2015）年までの 25 年間で、農家数は約 4 割減少、また、農家世帯員数は、1,271 人減少しています。

ボランティアの活用及びアルバイトを雇う等の対策を講じている農業者の割合は増加していますが、人員確保が必要な繁忙期においても、対策ができていない農業者が多い状況です。

専業業別農家数及び農業人口の推移

| | 総農家数 (戸) | 専業農家 (戸) | 兼業農家 | | | 農家世帯員数 (人) |
|---------|-------------|-------------|--------|-------------|-------------|---------------|
| | | | 総数 (戸) | 第 1 種兼業 (戸) | 第 2 種兼業 (戸) | |
| 平成 2 年 | 398 | 32 | 366 | 73 | 293 | 1,967 |
| 平成 7 年 | 355 | 12 | 343 | 42 | 301 | 1,709 |
| 平成 12 年 | 324 | 66 | 177 | 56 | 121 | 1,528 |
| 平成 17 年 | 306 | 90 | 138 | 28 | 110 | 1,117 |
| 平成 22 年 | 276 | 70 | 129 | 41 | 88 | 905 |
| 平成 27 年 | 234 | 78 | 85 | 14 | 71 | 696 |

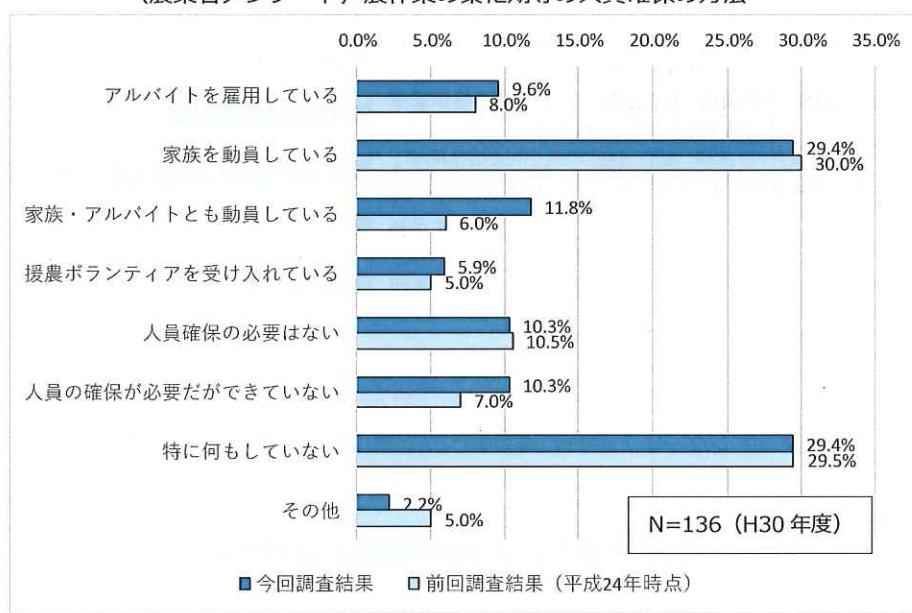
※第 1 種兼業農家：家計収入のうち、農業収入が最も多い

※第 2 種兼業農家：家計収入のうち、農業収入よりもその他の収入の方が多い

※平成 7 年までは総農家数は専業農家と兼業農家数の合計、平成 12 年からは総農家数は専業農家と兼業農家に自給的農家の合計

（資料：農林業センサス）

（農業者アンケート）農作業の繁忙期等の人員確保の方法



○農業者の高齢化が進んでいる。

農業従事者の年齢構成を見ると、平成 27（2015）年現在、70 歳以上が最も多く 151 人（39.9%）を占めます。次いで 50～59 歳（24.1%）、60～69 歳（18.8%）と続き、従事者の高齢化が進行しています。このことは、農産物の品目の変化にも影響するとともに、農業者が有する生産技術の次世代への継承が危ぶまれることになります。

基幹的農業従事者の年齢別人口

| | 平成 12 年 (人) | 構成比 | 平成 17 年 (人) | 構成比 | 平成 22 年 (人) | 構成比 | 平成 27 年 (人) | 構成比 |
|---------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|
| 総数 | 490 | 100.0% | 474 | 100.0% | 413 | 100.0% | 378 | 100.0% |
| 15~19 歳 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 0.5% |
| 20~29 歳 | 10 | 2.0% | 8 | 1.7% | 6 | 1.5% | 10 | 2.6% |
| 30~39 歳 | 35 | 7.1% | 33 | 7.0% | 25 | 6.1% | 14 | 3.7% |
| 40~49 歳 | 83 | 16.9% | 85 | 17.9% | 51 | 12.3% | 39 | 10.3% |
| 50~59 歳 | 80 | 16.3% | 82 | 17.3% | 92 | 22.3% | 91 | 24.1% |
| 60~69 歳 | 139 | 28.4% | 108 | 22.8% | 77 | 18.6% | 71 | 18.8% |
| 70 歳以上 | 143 | 29.2% | 158 | 33.3% | 162 | 39.2% | 151 | 39.9% |

※基幹的農業従事者は、農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数

(資料 : 農林業センサス)

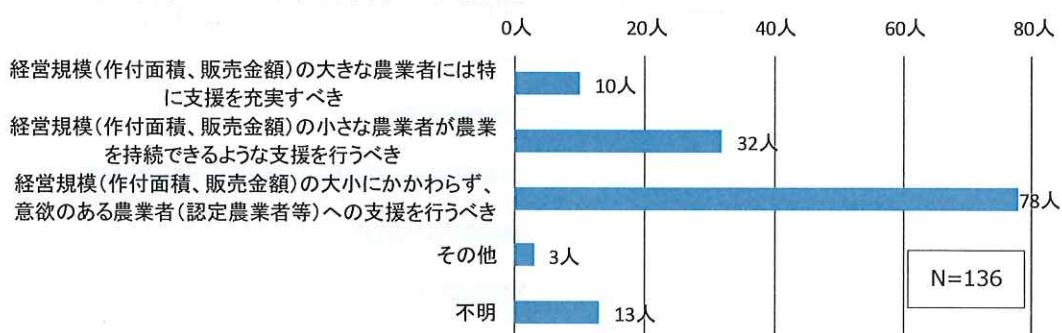
○意欲ある農業者が農業を支えている。

平成 30 (2018) 年 7 月現在、本市には 53 名の認定農業者が農業に従事しています。意欲ある農業者が市内農業の中核となり、計画的な農業に取り組んでいます。認定農業者の営農類型は、野菜が中心ではあるものの、果樹、植木経営等様々で、本市の農業の多様な姿を示しています。

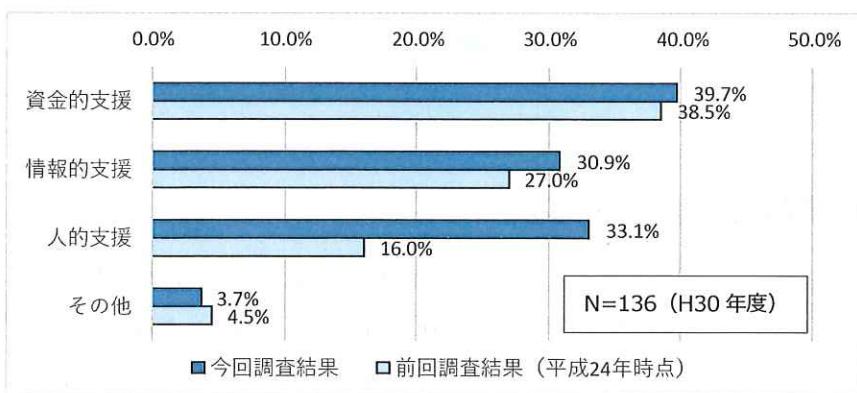
○意欲ある農業者に対する支援要望が高い。

農業への支援対象として、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者に対する支援の要望が農業者から多く挙げられています。支援内容については、資金的支援の要望が最も高いですが、人的支援要望の割合が高まっている状況です。

(農業者アンケート) 農業者への支援対象について



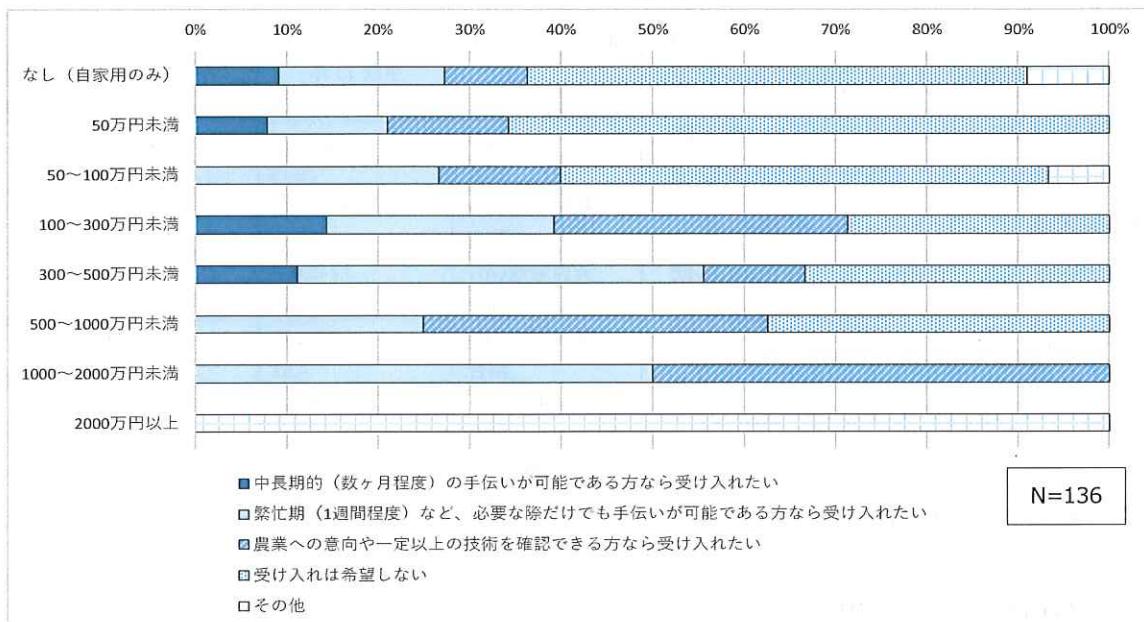
(農業者アンケート) 今後の農業者への支援について【上位 2 項目選択】



○農業のアルバイトや援農ボランティア等が求められている。

農業所得が高い農業者においては、低い（100万円未満）農業者に比べて、アルバイトや、援農ボランティアの受け入れの意向が高い状況です。

(農業者アンケート) 援農ボランティアの必要性



○農業のアルバイトや援農ボランティアへの市民の関心は一定程度見られる。

市民の一定程度は農業や農作業の手伝いに興味があるとみられます。特に、「20歳代」、「30歳代」、「40歳代」といった若い年齢層で、農業のアルバイトへの興味がある方が多い状況です。援農ボランティアへの関心は、「30歳代」、「40歳代」、「70歳代」の方の割合が比較的高くなっています。

(市民アンケート) 農業や農作業の手伝いへの興味

| 項目 | | 全体 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳～ |
|-------------------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職業として農業を行いたい | 件数 | 4 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合 | 1.1% | 0.0% | 6.8% | 0.0% | 1.8% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| アルバイト(有償)として、農業をやってみたい | 件数 | 40 | 7 | 8 | 15 | 4 | 6 | 0 | 0 |
| | 割合 | 11.5% | 28.0% | 18.2% | 20.5% | 7.3% | 9.1% | 0.0% | 0.0% |
| ボランティア(無償)でも農業をやってみたい | 件数 | 30 | 0 | 6 | 9 | 4 | 5 | 6 | 0 |
| | 割合 | 8.6% | 0.0% | 13.6% | 12.3% | 7.3% | 7.6% | 10.5% | 0.0% |
| 農業技術習得のため、金銭を支払ってでも農業の手伝いをしたい | 件数 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 割合 | 0.6% | 0.0% | 2.3% | 0.0% | 1.8% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 興味はない | 件数 | 201 | 17 | 24 | 44 | 38 | 36 | 30 | 11 |
| | 割合 | 57.6% | 68.0% | 54.5% | 60.3% | 69.1% | 54.5% | 52.6% | 40.7% |
| その他 | 件数 | 45 | 1 | 1 | 5 | 7 | 17 | 9 | 5 |
| | 割合 | 12.9% | 4.0% | 2.3% | 6.8% | 12.7% | 25.8% | 15.8% | 18.5% |

【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業の担い手の確保・育成等に向けた課題は、次のとおりです。

- 農業者が減少しており、新規就農・後継者確保に向けた支援、次世代への農業生産技術の継承の検討
- 意欲ある農業者への支援・人的支援ニーズへの対応の検討
- 援農ボランティアの確保・活躍の場づくり

(3) 農地の現状と課題

○ 1戸当たり農地面積は小さく、農地の減少が進む。

本市の面積 1,575ha のうち、137ha が畑であり市全域の 8.7%を占めます。が（平成 29（2017）年現在）、減少傾向が続いています。経営耕地面積規模別農家数は、0.5～1.0ha が最も多く 36.7%を占め、0.3ha 未満の割合が増加しているように、小規模な農地で経営する農家が多いことがわかります。

また、生産緑地の指定は、農地のうち 86.1%、市域全体の 7.5%ですが、当該面積は減少傾向にあります。

なお、農地転用状況を見ると、平成 25（2013）年～29（2017）年の 5 年間で、221,455 m²が転用されており、転用後の用途は、宅地が最も多く 189,549 m²（85.6%）、駐車場や資材置場が 5,388（2.4%）、その他が 23,979 m²（10.8%）となっています。平成 20（2008）年～24（2012）年と比べて、転用先の用途については大きな変化はありませんが、転用面積は約 22%増加しています。

地目別土地面積

| | 平成 19 年 | 平成 24 年 | 平成 29 年 |
|------------------------|------------|------------|------------|
| 総地積(m ²) | 15,850,000 | 15,850,000 | 15,750,000 |
| 畑(m ²) | 1,914,099 | 1,769,957 | 1,373,104 |
| 割合 | 12.1% | 11.2% | 8.7% |
| 一般住宅地(m ²) | 6,965,949 | 7,158,766 | 7,231,375 |
| 割合 | 43.9% | 45.2% | 45.9% |
| 非住宅地(m ²) | 1,645,038 | 1,534,050 | 1,573,041 |
| 割合 | 10.4% | 9.7% | 10.0% |
| 非課税宅地(m ²) | 732,375 | 773,365 | 771,676 |
| 割合 | 4.6% | 4.9% | 4.9% |
| 山林(m ²) | 119,790 | 116,266 | 29,299 |
| 割合 | 0.8% | 0.7% | 0.2% |
| 雑種地(m ²) | 503,884 | 488,580 | 421,331 |
| 割合 | 3.2% | 3.1% | 2.7% |
| その他(m ²) | 3,968,865 | 4,009,016 | 4,350,174 |
| 割合 | 25.0% | 25.3% | 27.6% |

（資料：市民部資産税課）

経営耕地面積の推移（農業経営体）

| 年 | 総面積(ha) | 田 | | 畑 | | 樹園地 | |
|-------|---------|--------|------|--------|-------|--------|-------|
| | | 面積(ha) | 割合 | 面積(ha) | 割合 | 面積(ha) | 割合 |
| 平成2年 | 281.37 | - | 0.0% | 226.56 | 80.5% | 54.81 | 19.5% |
| 平成7年 | 227.95 | - | 0.0% | 149.86 | 65.7% | 78.09 | 34.3% |
| 平成12年 | 200.07 | - | 0.0% | 141.89 | 70.9% | 58.18 | 29.1% |
| 平成17年 | 182.00 | - | 0.0% | 144.27 | 79.3% | 37.73 | 20.7% |
| 平成22年 | 157.22 | 0.7 | 0.4% | 119.05 | 75.7% | 37.47 | 23.8% |
| 平成27年 | 151.61 | 1.4 | 0.9% | 127.17 | 83.9% | 23.04 | 15.2% |

（資料：農林業センサス 統計にしどうきょう）

経営耕地面積規模別農家数（販売農家） 単位（戸、%）

| | 平成 12 年 | 構成比 | 平成 17 年 | 構成比 | 平成 22 年 | 構成比 | 平成 27 年 | 構成比 |
|-------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 総数 | 243 | 100.0% | 228 | 100.0% | 199 | 100.0% | 180 | 100.0% |
| 0.3ha 未満 | 19 | 7.8% | 18 | 7.9% | 16 | 8.0% | 29 | 16.1% |
| 0.3ha～0.5ha | 72 | 29.6% | 64 | 28.1% | 57 | 28.6% | 46 | 25.6% |
| 0.5ha～1.0ha | 87 | 35.8% | 94 | 41.2% | 78 | 39.2% | 66 | 36.7% |
| 1.0ha～1.5ha | 41 | 16.9% | 29 | 12.7% | 29 | 14.6% | 22 | 12.2% |
| 1.5ha～2.0ha | 14 | 5.8% | 15 | 6.6% | 10 | 5.0% | 6 | 3.3% |
| 2.0ha～3.0ha | 5 | 2.1% | 3 | 1.3% | 7 | 3.5% | 5 | 2.8% |
| 3.0ha～5.0ha | 2 | 0.8% | 2 | 0.9% | 0 | 0.0% | 2 | 1.1% |
| 5.0ha 以上 | 3 | 1.2% | 3 | 1.3% | 2 | 1.0% | 4 | 2.2% |

(資料：農林業センサス)

生産緑地の変遷

| 年 | 旧田無市 | | 旧保谷市 | | 合計(西東京市) | |
|---------|--------|-----|--------|-----|----------|-----|
| | 面積(ha) | 地区数 | 面積(ha) | 地区数 | 面積(ha) | 地区数 |
| 平成5年 | 72.03 | 125 | 97.00 | 209 | 169.03 | 334 |
| 平成 10 年 | 68.30 | 120 | 94.18 | 209 | 162.48 | 329 |
| 平成 15 年 | 64.98 | 116 | 84.70 | 201 | 149.68 | 317 |
| 平成 20 年 | | | – | | 138.75 | 319 |
| 平成 26 年 | | | – | | 124.85 | 301 |
| 平成 27 年 | | | – | | 122.22 | 297 |
| 平成 28 年 | | | – | | 122.22 | 296 |
| 平成 29 年 | | | – | | 118.18 | 296 |
| 平成 30 年 | | | – | | 115.75 | 292 |

(資料：都市計画課)

農地転用の状況、転用先の用途

| | 平成 20～24 年 合計 | 平成 25～29 年 合計 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 転用面積(m ²) | 181,439 | 221,455 | 36,192 | 38,039 | 33,726 | 57,168 | 56,330 |
| 件数 | 319 | 375 | 80 | 73 | 59 | 71 | 92 |
| 転用先の用途 | 住宅等(m ²) (件数) | 145,447(80.2%) 247 | 189,549(85.6%) 292 | 30,228 63 | 34,584 57 | 27,050 48 | 48,891 54 |
| | 道路(m ²) (件数) | 454(0.3%) 6 | 1,274(0.6%) 10 | 388 4 | 323 1 | 200 2 | 68 1 |
| | 駐車場・資材置場(m ²) (件数) | 10,629(5.9%) 23 | 5,388(2.4%) 17 | 1,445 4 | 742 4 | 915 1 | 1,027 2 |
| | その他(m ²) (件数) | 24,910(13.7%) 43 | 23,979(10.8%) 53 | 4,013 8 | 2,391 11 | 5,561 8 | 6,036 12 |
| | | | | | | | 5,979 14 |
| | | | | | | | |

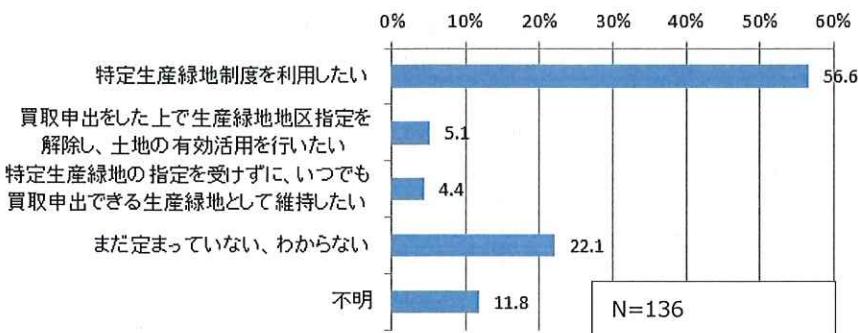
(資料：統計にしどうきょう)

○特定生産緑地制度利用の意向は高い。生産緑地の貸付意向については、市民農園としての活用を望む農業者が多い。

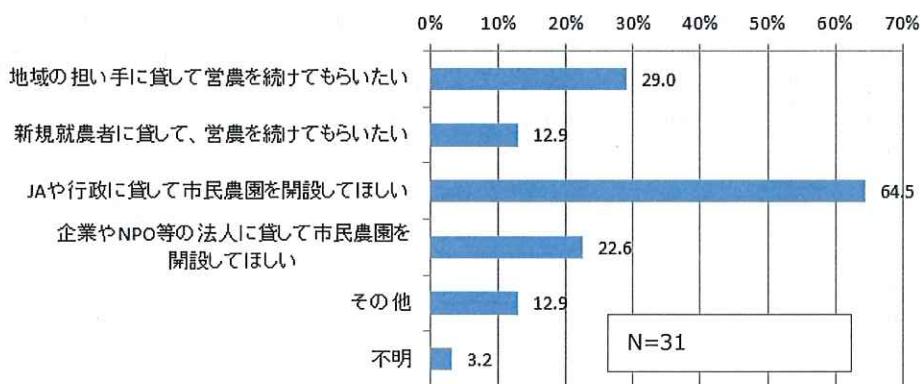
2022 年から、生産緑地地区の指定後 30 年が経過し、買取申出ができるようになります。多くの農業者は特定生産緑地制度を活用して、10 年間の生産緑地指定延長の意向を持っていますが、「まだ定まっていない、わからない」との回答も一定割合存在します。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、相続税納税猶予制度適用農地でも貸借が可能になり、さらに、貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も相続税納税猶予制度の適用を受けることができるようになりました。生産緑地の貸借意向ある方の意向としては、「JA や行政に貸して市民農園を開設してほしい」との回答が最も多い状況にあります。

(農業者アンケート) 所有する生産緑地の利用意向



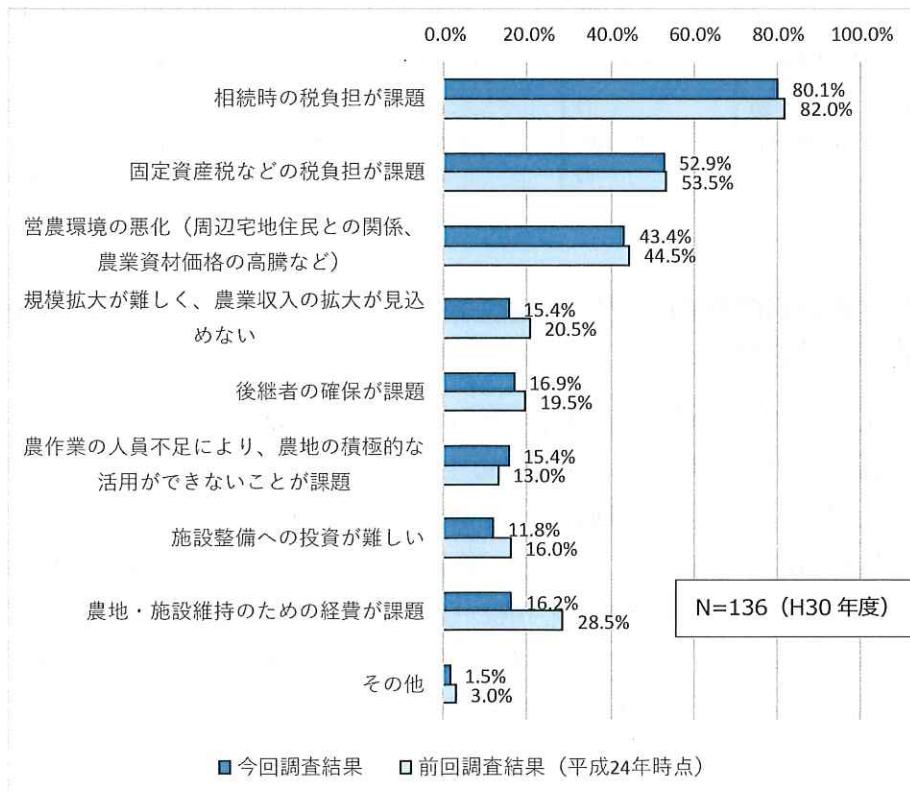
(農業者アンケート) 生産緑地の貸借意向のある方の望む活用【複数回答】



○農地の保全活用の課題は相続時の税負担。

税制面で都市農地を維持していくことが難しいことや、営農環境の悪化といった、農地保全上の課題が、農業者から引き続き挙げられています。

(農業者アンケート) 農地保全・活用の課題【複数選択】



○農業体験農園等、様々な農地活用が展開されている。

市内には農業体験農園が4園開設され、農業者の指導のもとで、多くの市民が農業に親しみ、楽しんでいます。

一方、市民農園は市内に5箇所あり、市が363区画、7,625m²を運営しています。

これらの取組みは、農業生産だけではなく、農業への理解を促進する交流事業等に農地を活用しようという動きです。

○防災の観点からも農地保全に目が向けられている。

災害時協力農地として、生産緑地全体のうち、面積の約10%、筆数で約30%の農地が登録されています。平成24(2012)年から、2筆増加しましたが、面積としては32a減少しています。災害時協力農地は、災害時の避難場所等として活用することが取り決められており、農業・農地の持つ多面的機能のひとつとして、市民の安全・安心な暮らしを守る役割を担っています。

災害時協力農地の内訳（平成29年3月現在）

| 区分 | 面積 | 筆数 |
|---------------|---------------|------------|
| 市内生産緑地 | 11,818a | 296筆 |
| 災害時協力農地(生産緑地) | 1,228a(10.4%) | 97筆(32.8%) |

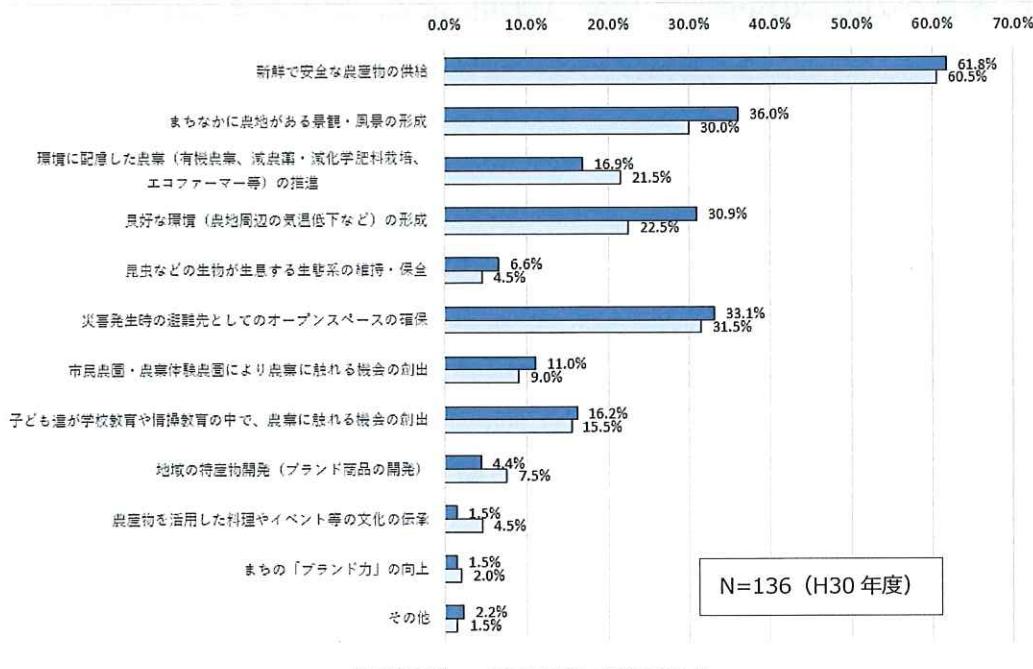
(資料：農業委員会)

○農業や農地が持つ役割として、農産物供給・景観風景の形成が農業者・市民に共通した意識となっている。

農業者、市民それぞれが、農業や農地が持つ役割として重要なこと（期待すること）として、双方とも、「新鮮で安全な農産物の供給」「まちなかに農地がある景観・風景の形成」（市民アンケートでは「まちなかに農地がある景観風景」）が上位に挙げられており、農業者と市民との共通した意識がうかがえます。

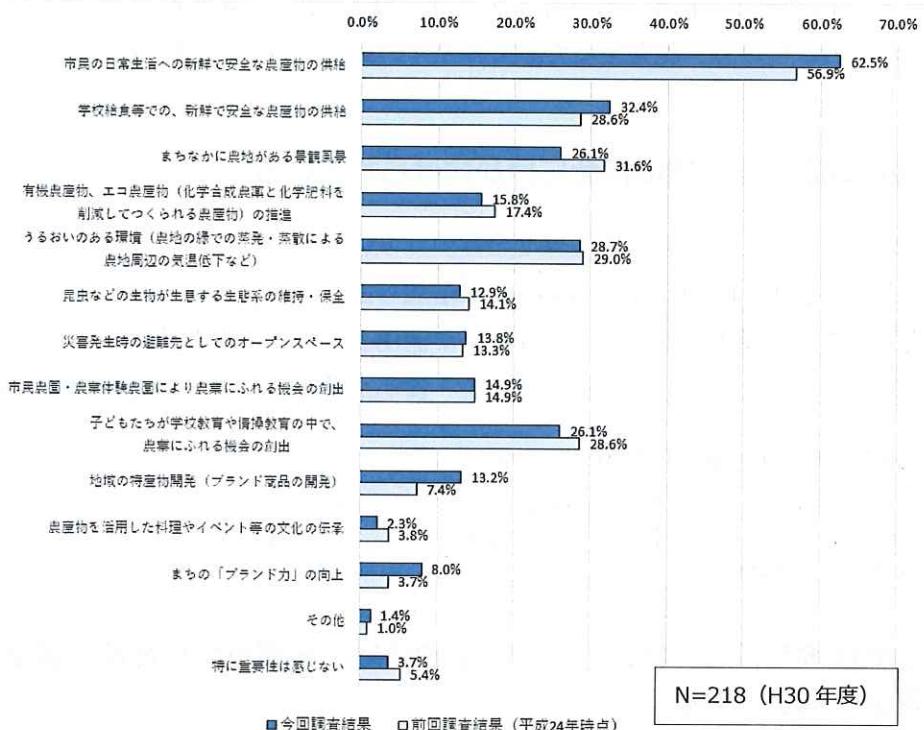
また、農業者においては「災害時の避難先としてのオープンスペース」となること、市民からは「教育における農業に触れる機会」が重要視されています。

（農業者アンケート）農業や農地が持つ役割として重要なこと【上位3項目選択】



■今回調査結果 □前回調査結果（平成24年時点）

(市民アンケート) 農業や農地が持つ役割として期待すること【上位3項目選択】



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農地の保全・活用等に向けた課題は、次のとおりです。

- 農地の保全活用に向けて、特定生産緑地制度の活用や、生産緑地の貸借の円滑化制度の適切な運用、そのための制度周知の徹底
- 農地減少を最小限にするための対策の調査・検討
- 市民への農地の多面的な機能の周知による、農地保全への理解

(4) 農業者と市民との交流に係る現状と課題

○市民と農をつなぐ地産地消の取組みや農業体験が行われている。

農業の理解、食育、市内産農産物消費促進に関連した各種イベントを、本市やJA等の主催により実施しています。また、JAにおいては、即売会の定期開催を行い、多くの人々が市内産農産物を購入する機会として定着しています。

市内小・中学校においては、給食への市内産農産物の利用の他、学校農園の実施等も行われています。

○継続的に援農ボランティアの育成が行われている。

平成29（2017）年度までに、「東京の青空塾」を受講し、修了した援農ボランティア数は117名です。修得した技術を、市内農業の支援に活用できるようにする仕組みとして、農のアカデミー体験実習農園が活用されています。

○都市と農業が共生するまちづくり事業が展開されている。

都市と農業が共生するまちづくり事業として、平成23（2011）年度より、市内各エリアの農業・農地の特徴を活かした各種事業が展開されています。

〔西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業概要〕

西東京市都市と農業が共生するまちづくり事業は、以下、4つのエリアの特徴を活かした事業と、市域に係る4つのソフト事業で構成され、当該事業を相互に連携させながら展開しています。

■ 4つのエリアを活かした事業展開

- 保谷駅北部エリア：「花摘みの丘」・「農のアカデミー体験実習農園」を活用
- 保谷駅南部エリア：「農のアトリエ【蔵の里】」を活用
- 田無駅南部エリア：「緑のアカデミー事業エリア」を設定・活用
- 市域全体エリア：「農業普及啓発プロジェクト」を展開

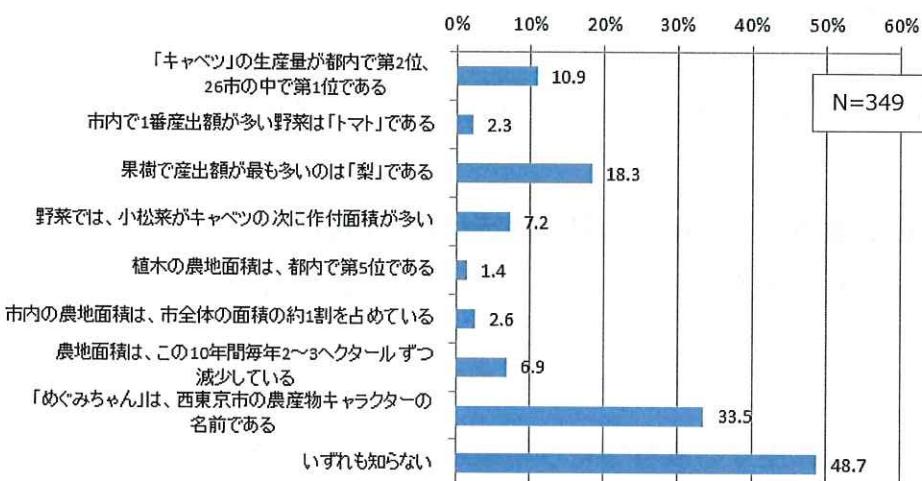
■ 4つのソフト事業の展開

- めぐみちゃんマルシェ・ド・ソワレ等の開催：各エリア等で市内産農産物の販売を行い、市民の関心を高める。
- めぐみちゃんメニューの開発：農業者と商工業者、市民の協力で地産地消の商品開発を行う。
- 農のアカデミー開設：各ライフサイクルに対応して農とのふれ合いや体験学習ができるような場と機会を設ける。
- 農とのふれあい散歩道づくり：各エリアやエリア間での農とのふれ合いや学習ができるルートを設定し、サイン等を作る。

○市内の農業について、市民認知・理解は高くない。

市内の農業について、市民が知っていることの上位は、「めぐみちゃん」、「梨」、「キャベツ」に関わることです。全体的に低い割合であり、「いずれも知らない」が最も高い割合であることから、市内の農業についての認知・理解を高めることを考える必要があります。

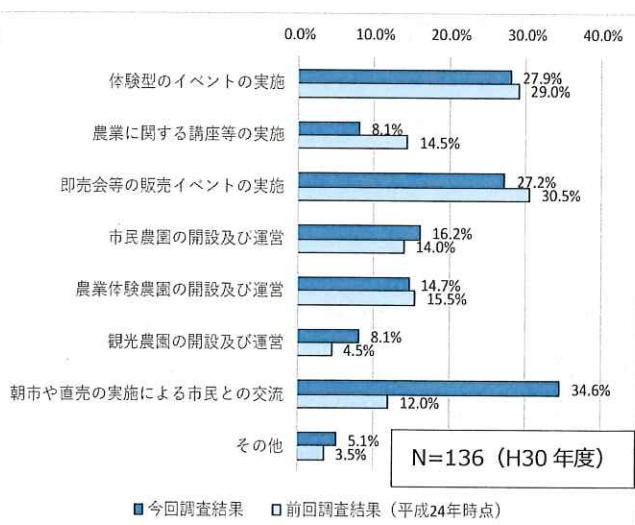
(市民アンケート) 西東京市の農業について知っていたこと【複数選択】



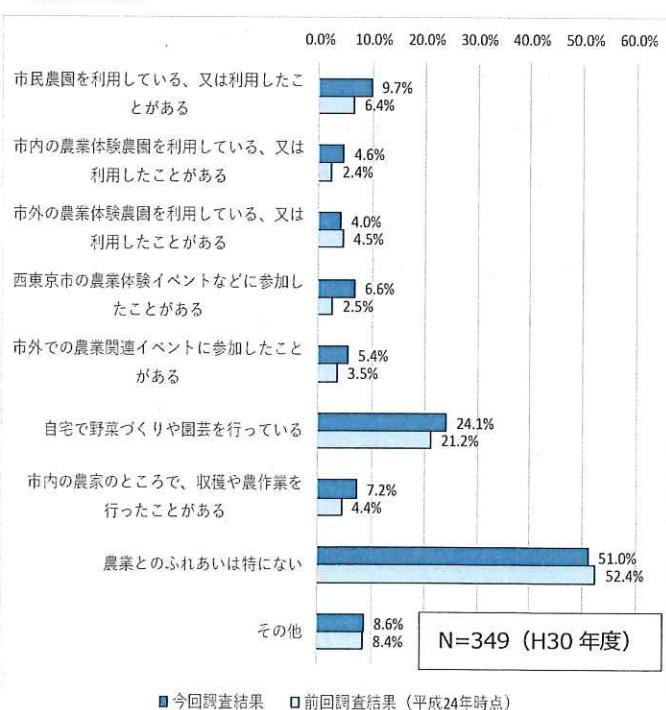
○農業者、市民双方とも、交流に対する意識が多様である。

農業者と市民との交流については、農産物の販売といった直接的な効果に加え、消費者のニーズの把握、さらには、営農意欲の向上等の効果が期待できます。また、市民においては、安全で新鮮な農産物を購入できる機会の創出、並びに、都市農業・農地の保全への理解増進につながると考えられています。

(農業者アンケート) 農業を通じた効果的な市民等との交流【複数選択】

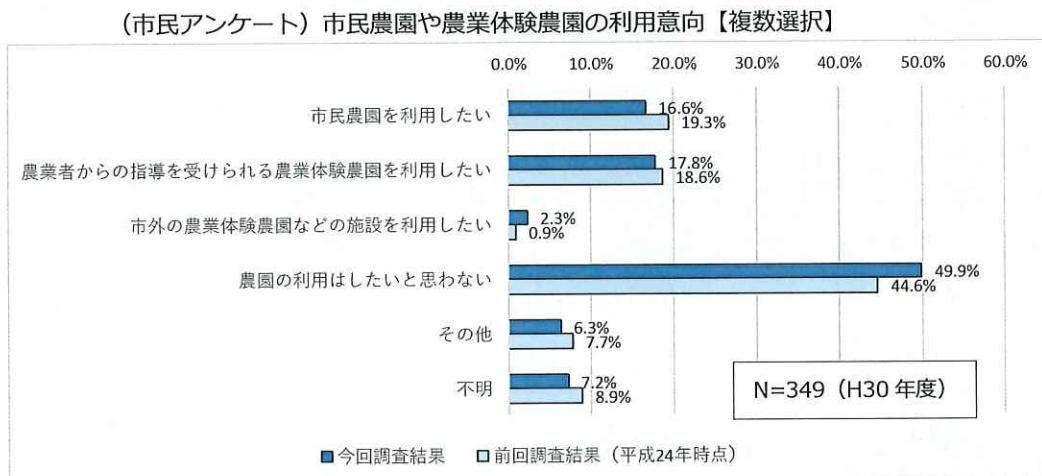


(市民アンケート) 農とのふれ合いの経験【複数選択】



○市民や農業者との意向も踏まえた市民農園、農業体験農園のあり方、支援策の検討が必要である。

市民農園及び農業者からの指導を受けられる農業体験農園は、ほぼ同程度の利用意向があります。今後、生産緑地の貸借による行政やJA、農業者や民間事業者による市民農園（農地の区画貸し）の開設も考えられます。農業者及び市民の意向も踏まえて、市民農園の活用、農業体験農園の開設支援について検討を行う必要があります。



【今後の課題】

以上のような現状を踏まえ、本市の農業者と市民との交流促進に向けた課題は、次のとおりです。

- 体験イベントの充実による生産者と市民との接点づくり、本市の農業・農産物への理解増進・PR**
- 農業を通じた市民等との交流のニーズの多様化への対応**
- 市民農園、農業体験農園のあり方、支援策についての検討**

第3章 計画の実現に向けた施策の展開

- 1 計画の体系
- 2 施策の展開
 - (1) 食と暮らしを支える多様な農業
 - (2) 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営
 - (3) 農地の保全と活用
 - (4) 農業を通じた交流
- 3 計画実現に向けた各主体の役割
- 4 計画推進体制の確立

1 計画の体系

4つの基本方針（大分類）に基づき、以下、本計画の施策体系を示します。



2 施策の展開

4つの基本方針（大分類）に基づき、それぞれ主要事業（中分類）を掲げます。各主要事業については、当該事業が目指す方向性を示し、施策を実現するために展開する個別事業（小分類）を設けています。

(1) 食と暮らしを支える多様な農業

(1)-1 直売所のさらなる活用

これまでの施策実施評価

→ 直売所の利用の促進

- ・情報発信・イベントの実施、発信ツールの制作等の取り組み実績は多い。また、市内の直売所の多さ、市民の市内産農産物への要望が多いことから、事業継続が求められる。

→ おでかけマップの更新

- ・おでかけ図鑑を作成。「直売所の利用の促進」に事業統合し、直売所情報の一体的な発信強化に努める。



今後の目指す方向性

直売所の営業時間や販売品目等のリアルタイム情報が求められています。直売所の利用促進に向けて、これまでの情報発信を継続するとともに、情報の充実を図ります。さらに、今後、直売機会の拡大を図ります。

○ 直売所の利用の促進【統合】

- ・市 HP やおでかけ図鑑等を活用し、直売所のより詳細な情報発信を強化します。

○ 指定管理者施設での販売による販路拡大、公共施設での直売機会の提供【新規】

- ・市内産農産物の直売機会の拡大として、公共施設の活用を進めます。特に農地・直売所が少ない地域での実施により、地産地消の推進を図ります。

実施主体 行政、農業者

実施主体 行政、農業者

(1)-2 地産地消の推進

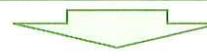
これまでの施策実施評価

→ めぐみちゃんメニューの推進

- ・地産地消・市内産農産物の広報に必要な事業として継続が求められる。

→ 学校給食との連携

- ・市民アンケートで重要度評価が高い。継続的に市内産農産物が活用される仕組みが求められる。



今後の目指す方向性

地産地消の推進として、市内産農産物を市内で消費する仕組みとしてのめぐみちゃんメニューの推進を継続的に支援します。学校給食については、利用拡充に向けた学校栄養士との連絡会に継続して取り組みます。

○ めぐみちゃんメニューの推進【継続】

- ・飲食店における市内産農産物活用の継続・拡大に向けて、情報発信を強化するとともに、店舗と農業者とのマッチングを支援します。

実施主体 行政、農業者、商工業者

○ 学校給食との連携【継続】

- ・農業者と学校栄養士との連絡会、市内産農産物を利用した共通メニュー等の取組みを支援します。継続的な市内産農産物の活用につながる方策についても検討を行います。

実施主体 行政、農業者

(1)-3 販路の拡大と西東京ブランドの育成

これまでの施策実施評価

→ めぐみちゃんメニューの推進（再掲）

- ・地産地消・市内産農産物の広報に必要な事業として継続が求められる。
- ・地産地消の推進での事業に集約し事業継続を図る。

→ JA直売所の開設検討

- ・保谷・田無地区の直売会が設立。JA他市内での即売会・マルシェの開催が実施されていることから、事業完了。

→ めぐみちゃんブランドの普及啓発

- ・農産物キャラクター「めぐみちゃん」の知名度は高い。さらに知名度を高めることで市内産農産物の価値向上を図ることが求められる。

→ 地域や商店街との連携

- ・市民アンケートでの重要度評価が高い。
- ・農産物の販売、活用の視点から重要な事業であり、今後も範囲を拡大していくことが必要である。

今後の目指す方向性

市内産農産物の販路拡大とブランド価値の向上を図るため、これまでの情報発信や直売機会の支援に加えて、マーケティング調査の実施により、消費者ニーズに合わせた農産物販路形成を支援します。

○ めぐみちゃんブランドの普及啓発【継続】

- ・市内産農産物の販売・発信に係るめぐみちゃんの使用拡大を継続します。

実施主体 行政、JA、農業者

○ 地域や商店街との連携【継続】

- ・地域と連携した市内産農産物の提供を継続します。
- ・市内産農産物活用促進として、農業者によるマルシェに対する支援を検討します。

実施主体 行政、農業者、商工業者

(2) 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営

(2)-1 若い担い手や女性農業者の育成

これまでの施策実施評価

→ 地元と連携した後継者育成

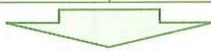
- ・地元との連携について強化することが必要。

→ 若い担い手（新規就農者含む。）の育成の検討

- ・東京都フレッシュ&U ターン農業後継者セミナー等の制度活用、関係機関との連携による支援を実施し、新規就農・後継者を確保。

→ 女性農業者の育成の検討

- ・農業委員会での女性委員等活躍の場が生まれた。若い担い手（新規就農者含む。）の育成と併せて一体的に支援を実施。



今後の目指す方向性

継続的に現状制度を活用した育成を図るとともに、若い農業者や女性農業者同士の情報共有の強化を図ることや、地域で農業者を育成するための体制強化に取り組みます。

○ 地元と連携した後継者育成【継続】

- ・JA や東京都と連携のもとで、継続的に後継者育成に取り組みます。
- ・指導農業士の制度の利用を促す等、地域で後継者育成を行うための体制強化に取り組みます。

実施主体 行政（市、東京都）、JA（中央会）、
認定農業者

○ 農業者の交流機会の創出【統合】

- ・若い担い手（新規就農者含む。）、女性農業者への情報提供の強化を進め、意見交換を通じて有効な支援策を検討します。

実施主体 行政、JA

(2)-2 援農ボランティアの活用

これまでの施策実施評価

→ 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供

- ・農のアカデミー体験実習農園では援農ボランティアが活発に活動している。農業者とのマッチングは効果的な方法の検討が必要。

→ 援農ボランティアのスキルアップ

- ・農のアカデミー体験実習農園において、農業者の指導が活発に行われている。



今後の目指す方向性

担い手不足の解消策のひとつとして、農業者と援農ボランティアのマッチング機会創出をより一層推進していくとともに、援農ボランティアの拡大に向けて、市民が参加したくなる仕組みづくりに取り組みます。

○ 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供【継続】

- これまでの取組みを継続し、農のアカデミー体験実習農園にて援農ボランティアと農業者とのマッチングを推進します。また、援農ボランティアの拡大を図るための仕組みづくりを検討します。

実施主体 行政

○ 援農ボランティアのスキルアップ【継続】

- これまでの取組みを継続し、農のアカデミー体験実習農園における援農ボランティアの育成を推進します。

実施主体 行政

(2)-3 効果的な支援による農業経営意欲の促進

これまでの施策実施評価

→ 認定農業者への支援の拡充の検討

- 認定農業者経営改善支援補助金の創設。
- 認定農業数の増加。

→ 新たな支援策の調査・研究

- 直売所の支援策を総合戦略事業に位置付け。
- 農業者の要望、社会情勢の変化、技術革新等に応じた必要な支援の検討が必要。

→ 営農支援事業の適正運営

- JAによる営農支援事業を実施。



今後の目指す方向性

認定農業者経営改善支援補助金や、都市農業活性化支援補助金の運用を進めるとともに、認定農業者へのフォローアップの充実を図ります。また、多様な農業形態に対応する新たな支援策について引き続き検討・研究を進めます。

○ 認定農業者農業改善計画への支援（計画期間中の助言実施）【新規】

- 認定農業者経営改善支援補助金や都市農業活性化支援補助金の運用を進めるとともに、認定農業者経営改善計画のフォローアップをJA、東京都と連携して実施します。

実施主体 行政（市、東京都）、JA

○ 新たな支援策の調査・研究【継続】

- 直売所支援策や、環境と調和した都市農業振興に係る新たな補助制度を検討します。
- その他、多様な農業形態に対応する支援策について引き続き調査・研究を行います。

○ 営農支援事業の適正運営【継続】

- JAによる営農支援事業を実施します。

実施主体 JA

(3) 農地の保全と活用

(3)-1 生産緑地の保全

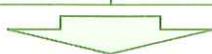
これまでの施策実施評価

→ 生産緑地地区制度への意見の具申

- ・生産緑地法、都市計画法、農地法の改正、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が公布され、今後はその運用を行う段階である。

→ 農地の適正な肥培管理

- ・農地保全において重要な事業であり、農業者からの重要度評価も高い。



今後の目指す方向性

持続的な農業経営のために、生産緑地の保全・有効活用及び良質な農産物生産基盤の維持を目指します。生産緑地をとりまく法制度の改正・創設を受け、その適切な運用を図ります。特に都市農地の貸借に関しては、適切な運用により農業者の経営改善、農地の適切な管理につながるよう、JAとの連携のもとで仲介の仕組みづくり等について検討・実施します。

○ 農地の適正な肥培管理【継続】

- ・農業委員会との協力のもとで、引き続き農地の適切な管理を促進します。

実施主体 行政（農業委員会）

○ 生産緑地制度への対応【新規】

- ・特定生産緑地指定の推進を図るため、生産緑地所有者への制度情報周知の徹底、指定に向けた支援を実施します。
- ・生産緑地の再指定・追加指定に向けた制度についての情報発信、農地創出の支援を検討・推進します。

実施主体 行政、JA

○ 農地の貸借における仲介の支援【新規】

- ・都市農地の貸借の円滑化制度の導入を受け、地域での担い手への農地集約の仕組みを検討。
- ・安心して貸借ができる体制づくりについて、JAとの連携により、中間管理的な仕組みの構築等を検討します。

実施主体 行政、JA

(3)-2 多面的機能の発揮

これまでの施策実施評価

→ 花摘みの丘の活用

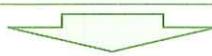
- ・景観をポイントにした拠点としての活用を実施。

→ 農のアトリエ「蔵の里」の活用

- ・農業学習や畠の防災訓練等を実施。

→ 災害時協力農地の拡大

- ・市民アンケートや農業者アンケートでの重要度評価は高く、拡大に結び付く取組みの検討が必要。



今後の目指す方向性

市民が農地の持つ多面的機能への理解を深めるために、これまでにも取組みを進めてきた都市と農業が共生するまちづくり事業を中心に推進し、様々な場面で市民が農業とふれ合う機会の提供を拡充します。

災害時協力農地の活用を通じた農業・農地の多面的機能の広報や農業者への周知を進めます。

○ 花摘みの丘の活用【継続】

- ・継続的に花摘みの丘を活用した取組みを推進します。

実施主体 行政

○ 農のアトリエ「蔵の里」の活用【継続】

- ・継続的に農のアトリエ「蔵の里」を活用した取組みを推進します。

実施主体 行政

○ 災害時協力農地の拡大【継続】

- ・災害時協力農地の拡大に向けて引き続き、JAとの連携を図ります。

実施主体 行政、JA

(4) 農業を通じた交流

(4)-1 各種イベント、即売会等の実施

これまでの施策実施評価

| | |
|--|--|
| → 農業景観散策会の実施 ・花摘みの丘や農のアカデミー体験実習農園等を活用したイベントを実施するとともに、農とのふれあい散歩道を紹介。 | → 市内産農産物活用事業の実施 ・イベントへの関心は高いが、より効果的な取組みにするための、事業の再検討が必要。 |
| → 親子で野菜づくりにチャレンジの実施 ・親子参加型の収穫体験イベントを実施し、参加希望者も多い。 | → 農業普及啓発プロジェクトの活用 ・ファームカー等を活用し、市民の農業への理解促進を図っている。 |
| → めぐみちゃんマーケットの開催 ・めぐみちゃんメニューの推進に統合し、効果的な事業推進を図ることが有効。 | → 緑のアカデミー事業の実施 ・植木に着目した緑のアカデミー事業を実施し、農業の生涯学習を展開。 |
| → 農とのふれあい散歩道づくり ・農業景観散策会の実施に統合し、効果的な事業推進を図ることが有効。 | → ファームカーを活用した即売会（マルシェ）の検討 ・即売会に限らないファームカーの活用を図る。 ・直売所の利用の促進に統合し、効果的な事業推進を図る。 |



今後の目指す方向性

市民が農業・農地・農産物にふれる機会の積極的な創出により、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するため、農業者や市民等の意見を取り入れながら、効果的な取組みとなるよう、改善を進めます。

| | |
|---|--|
| ○ 農業景観散策会の実施【統合】 ・農業景観散策会を継続し、農業の魅力の普及・啓発を図ります。 ・農とのふれあい散歩道づくりを事業統合し、農ある景観を活かしたまちづくりに取り組みます。 実施主体 行政 | ○ 市内産農産物活用事業の実施【継続】 ・市内産農産物の市民理解・周知をより図るための効果的な事業を検討します。 実施主体 行政 |
| ○ 親子で野菜づくりにチャレンジの実施【継続】 ・農業の普及に向け、親子での農作業体験機会を継続的に提供します。 実施主体 行政 | ○ 農業普及啓発プロジェクトの活用【継続】 ・市内農業関連施設やファームカー等これまでの事業成果の継続的な活用を推進します。 実施主体 行政 |
| ○ めぐみちゃんメニューの推進（再掲） ・飲食店における市内産農産物活用の継続・拡大に向けて、情報発信を強化するとともに、店舗と農業者とのマッチングを支援します。 実施主体 行政、農業者、商工業者 | ○ 緑のアカデミー事業の実施【継続】 ・植木農業の振興に向け、継続的に緑のアカデミー事業を実施します。 実施主体 行政、JA、農業者 |

(4)－2 農商工・産学公連携の推進

これまでの施策実施評価

→ めぐみちゃんメニューの推進（再掲）

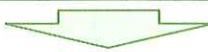
- ・地産地消の推進での事業に集約し事業継続を図る。

→ 地域や商店街との連携（再掲）

- ・販路の拡大と西東京ブランドの育成に集約。

→ 東大生態調和農学機構との連携

- ・研究をテーマとした連携は難しい点もあり、農業者アンケートでの重要度・認知度の評価は高くないが、将来的には重要な取り組みである。



今後の目指す方向性

地域や商店街の他、めぐみちゃんメニューを通じた市内の飲食店等との連携等について、これまでの取組みを推進するとともに、農業と異分野との連携を積極的に推進し、新しい枠組みでの農業振興を図り、農産物の付加価値向上、消費拡大及び市民の農業への理解促進を図ります。

○ 異業種との連携促進【新規】

- ・商店街・飲食店・小売店との連携、医福食農連携、フレイル対策、健康の視点による連携事業、学校教育との連携等を推進します。

実施主体 行政、農業者、商工業者

○ 東大生態調和農学機構との連携【継続】

- ・新技術導入、新ビジネスの展開、研究連携等の展開について、東大生態調和農学機構との連携により検討します。

実施主体 行政

(4)－3 市民農園の新しい展開と農業体験農園の推進

これまでの施策実施評価

→ 市民農園の新しい展開

- ・事業としては必要。ただ「新しい展開」についての再検討。

→ 農業体験農園の推進

- ・体験農園は市民の農業体験の場として重要。また、農業者開設の市民農園も同様に重要と考える。



今後の目指す方向性

市民農園の利用料や新たな位置付けについて検討するとともに、農業体験農園の開設に係る支援や利用者拡大に向けたPRを支援します。

○ 市民農園の新しい展開【継続】

- ・市開設の市民農園について、利用料やサービス内容についての見直しを継続的に進めます。
- ・農業者による市民農園の開設についても支援を検討します。

実施主体 行政

○ 農業体験農園の推進【継続】

- ・農業体験農園開設経費の補助制度について、引き続き周知、効果的な支援を検討します。

実施主体 行政

3 計画実現に向けた各主体の役割

今後、本計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体間の連携した取組みが重要です。そのため、計画実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

計画実現に向けた各主体の役割

| 計画に関わる主体 | 主な役割 |
|-----------|---|
| 農業者 | <ul style="list-style-type: none">・農業の担い手、農地、農業環境の管理者として計画を主体的に進める。・農業を発展させるために、市民との連携を進める。 |
| J A | <ul style="list-style-type: none">・農業団体の活性化を図るための取組みを進める。・農業経営を進めやすい環境を作る。・農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たす。 |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none">・地域の農業の理解者として、安全な食生活の推進、地産地消の推進、農業者との連携を進める。 |
| 商工業者 | <ul style="list-style-type: none">・地場流通等農業者と市民を結ぶ取組みを進める。 |
| 行政（市） | <ul style="list-style-type: none">・農業者や農業団体の活動及び農業と各分野の連携を支援する。・計画に基づく必要な施設及び設備の整備を支援する。・計画に関する情報提供及び進行管理を行う。 |
| 行政（農業委員会） | <ul style="list-style-type: none">・市と連携して、計画推進に必要な市への意見の提出、提案を行う。 |
| 国・東京都 | <ul style="list-style-type: none">・農業振興、農地保全に対する各種制度、支援策の整備を進める。 |

4 計画推進体制の確立

本計画の推進に当たっては、西東京市農業振興計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、毎年度、事業の進捗状況等を検証・評価することにより、進行管理を行います。

また、行政、農業者・農業団体、J A及び市民等が連携し、各施策の具体化に向けた取組みを進めるとともに、庁内関係部署との協議・調整及び連携を図り、着実に計画を遂行します。

(資料編については今後追加)

参考 都市農業に関する法律の改正等の主な内容

| 法律 | 項目 | 改正前 | 改正後 |
|--------------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 生産緑地法 （平成29年6月一部改正） | 生産緑地地区の面積要件の引き下げ | <ul style="list-style-type: none"> ・一団で 500 m²以上の区域とする規模要件 ・公共収用等に伴い、又は生産緑地地区の一部の解除で残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除 | <ul style="list-style-type: none"> ・面積要件を条例で 300 m²（政令で規定）まで引き下げ可能 ・同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に（ただし、個々の農地はそれぞれ 100 m²以上）。 |
| | 生産緑地地区における建築規制の緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業を営むために必要で生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限定（ビニルハウス、集荷施設、農機具収容施設、共同利用選果場、休憩所・農作業講習施設等） | <ul style="list-style-type: none"> ・営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める施設を追加（生産緑地で生産された農産物等を活用する製造・加工施設、販売施設、レストラン） |
| | 特定生産緑地制度 | （制度創設） | <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定 ・指定された場合、市町村に買取り申出ができる時期は、生産緑地指定後 30 年から、10 年延期 ・10 年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長可能 |
| 都市計画法 （平成29年6月一部改正） | 田園住居地域の創設 | （用途地域の創設） | <ul style="list-style-type: none"> ・住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設 ・住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る |
| 農地法 （平成30年5月一部改正） | 農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りした場合も農地扱いとする制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培施設（農業用ハウス等）の底地を全面コンクリート張りにした場合は農地に該当しないものと取り扱う | <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ハウス等の底地を全面コンクリート張りにした場合も、「農地」として扱い、固定資産税や相続税等の税制上も「農地」として扱う |
| 都市農地の貸借の円滑化に関する法律 （平成30年6月） | 都市農地の貸借円滑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の貸借は事実上困難（生産緑地で相続税納税猶予制度の適用農地では営農困難時を除き貸借不可） | <ul style="list-style-type: none"> ・相続税納税猶予制度適用農地での貸借が可能となり、貸借中に生産緑地の相続が発生した場合も相続税納税猶予制度の適用を受けることができるようになる（買い取り申出には注意が必要） ◇生産緑地の貸借 <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の貸借をする申請者（借受人）が市長に事業計画を提出、農業委員会の決定を経て事業認定 ・貸借の期間満了時に貸付人に返還、法人の借受も可能（一定の要件あり） ◇農業協同組合・市以外の者による市民農園の開設 ・特定農地貸付法の貸付規定等の要件を満たし、市、所有者、開設者での協定が必要 ・協定には適正に利用されていない場合に協定を廢止する旨を盛り込むことが要件 |